

## 岐阜市口腔保健条例改正骨子（案）について

### 1 経緯

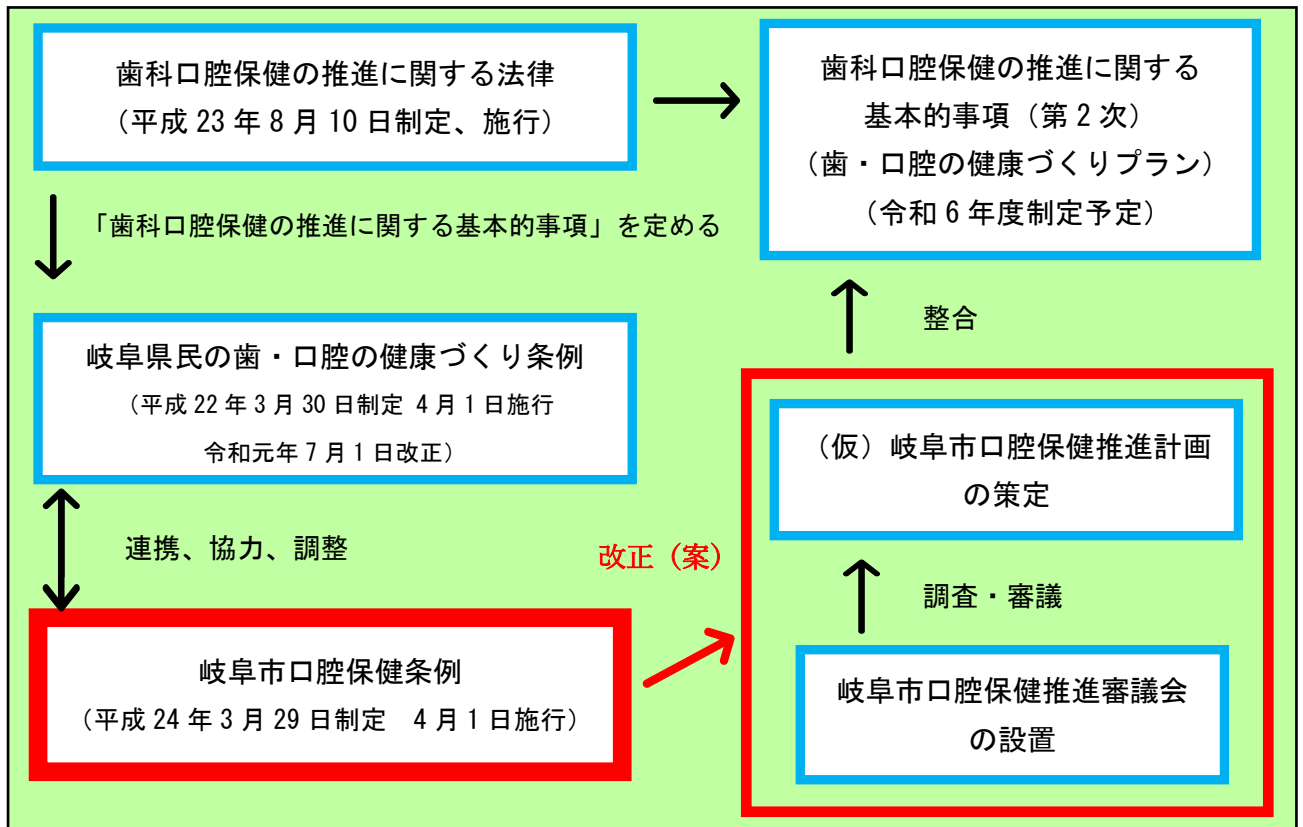
本市では、平成24年4月に「岐阜市口腔保健条例」を施行して以降11年が経過し、その間、国は「生涯を通じた歯科検診の検討」や「災害時における歯科口腔保健活動の必要性」等の新たな方針を示すなど、口腔保健を取り巻く状況は変化しています。

また、国は令和6年度から全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現のため「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第2次）」（歯・口腔の健康づくりプラン）を施行します。

本市では、国のプランに対応する口腔保健に関する計画を策定し、歯・口腔の健康づくりに関する施策及び計画の調査審議を行う岐阜市口腔保健推進審議会を設置するため「岐阜市口腔保健条例」の改正を予定しています。

つきましては、条例改正（案）について、市民の皆様からのご意見を募集します。

### 2 条例の位置づけ



### 3 主な改正点

#### (基本理念)

全ての市民が生涯にわたり健康でいられること、またその健康寿命の延伸を目的として、基本理念を以下のとおり見直しました。

- ・ 歯科疾患予防、早期発見及び治療に関する周知
- ・ 歯・口腔の健康づくりに関する市民の自主的な努力の促進
- ・ 歯科健康診査等を受けることができる環境の整備

#### (基本的施策の実施)

基本理念に基づく施策を実現するため、本市が実施する基本的施策について、新たに以下の施策を追加しました。

- ・ 歯・口腔の健康づくりに関する知識の普及啓発の推進
- ・ 歯・口腔の健康づくりについての関心を深め、歯・口腔の健康づくりに関する市民の自主的な努力を促進する施策の推進
- ・ 歯科医療関係者、保健医療関係者、教育関係者及び福祉関係者との連携による施策の推進

#### (計画の策定)

基本的施策を、計画的かつ効果的に推進するため、口腔保健に関する計画の策定をすることを新たに規定しました。

#### (岐阜市口腔保健推進審議会)

歯・口腔の健康づくりに関する施策及び口腔保健に関する計画を調査審議するための審議会を設置し、その組織及び運営について新たに規定しました。

### 4 条例施行日

令和6年4月1日を予定しています。